

◆ PARKING NOW ◆

■ 「次世代自動車充電インフラ整備促進事業」の募集について

一般社団法人全日本駐車協会

経済産業省では、平成24年度補正予算を財源として、電気自動車(EV)やプラグインハイブリッド車(PHV)用の充電設備の設置に対する補助事業「次世代自動車充電インフラ整備促進事業」について、平成25年3月19日より平成26年2月28日の間※1 一般社団法人次世代自動車振興センターを通じて、申請を受付けておりますのでお知らせします。

本事業では、従来補助率をEV・PHVの普及に必要な不可欠な充電設備の機器購入費の1/2補助としてきたところ、最大2/3補助まで引き上げ、さらにこれまでは補助対象とはならなかった設置工事費についても補助されることとなりました。

特に本事業の重要な柱の一つとして、マンション内の駐車場や月極駐車場等※2への充電設備設置が位置づけられ、補助金交付対象として認められ、マンション管理組合や民間駐車場事業者にとっても利用しやすい補助事業となりました。また、機械式駐車場に設置されるものに限る、コンセント式充電器についても補助金対象として認められています。

(このお知らせは経済産業省自動車課様のニュースリリース及び一般社団法人次世代自動車振興センター様のホームページより、許可を得て掲載させていただきました。)

充電設備別の補助内容等は以下の通り。

①自治体等のビジョン※3に基づき、かつ公共性を有する※4充電設備

- ・設置場所の例：官公署、高速道路パーキングエリア・サービスエリア、公園・体育館・公会堂、空港等
- ・種別：急速または普通充電設備
- ・補助対象：機器購入費及び設置工事費（上限あり）
- ・補助率：2/3

②自治体等のビジョン※3に基づかないものの公共性を有する※4充電設備

- ・設置場所の例：ガソリンスタンド、コンビニエンスストア、道の駅、ショッピングセンター、コインパーキング、テーマパーク等
- ・種別：急速または普通充電設備
- ・補助対象：機器購入費及び設置工事費(上限あり)
- ・補助率：1/2

③マンションの駐車場及び月極駐車場の充電設備

- ・種別：急速または普通充電設備
- ・補助対象：機器購入費及び設置工事費(上限あり)
- ・補助率：1/2

④その他の充電設備

- ・設置場所の例：戸建て住宅、事務所等
- ・種別：急速または普通充電設備
- ・補助対象：機器購入費
- ・補助率：1/2

※1 申請受付期間：申請総額が予算額を超過する場合には申請締め切り前であっても受付は終了となります。また、補助金の交付を受けるには平成26年10月31日までに設備の設置工事が完了し、機器費用及び工事費用の支払いを終え、一般社団法人次世代自動車振興センターに実績報告書(設置完了報告書)を提出することが必要です。

※2 月極駐車場等：1箇月単位以上で賃貸契約を行う駐車場。

※3 自治体等のビジョン：都道府県及び高速道路会社が策定する充電器等の設置場所についての計画。ビジョンは、同センターのホームページ上にて公開中です。

※4 公共性を有することの条件：・公道から出入り自由であること・飲食や物品の購入を利用の条件としないこと(駐車料金徴収は可)・利用者を限定しないこと。

本事業の詳細、補助対象、申請までの流れ等の詳細は以下アドレスの一般社団法人次世代自動車振興センターのホームページに掲載されておりますので、ご参照ください。

<http://www.cev-pc.or.jp/>

※お問合せ先：一般社団法人次世代自動車振興センター

電話：03-5501-4412 (充電インフラ補助コールセンター)

普通充電器の製品認証について

EV、PHV用の充電器は設置場所や機能(基礎充電、経路充電、目的地充電、緊急充電など)によって選定できますが、住宅や事務所、駐車場などでは、普通充電器が適しています。普通充電器の安全性・互換性を第三者が確認する認証制度の一つに「JARI認証制度」があります。詳細は、一般財団法人日本自動車研究所認証センターのホームページをご覧ください。

<http://www.jari-rb.jp/evphv/index.html>